

AFTC MOTORCYCLE INFORMATION

モーターサイクル
インフォメーション

特集号

Vol.23

2025年 7月

この資料に関するお問い合わせは… 一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部

TEL : 03-5511-2113 FAX : 03-5511-2114 Email : nirin-info@aftc.or.jp

01

「公取協会員店」は、以下の①～③を 必ず実施してください！

「二輪車公正競争規約」(以下「規約」という)は、価格や品質等に関する情報を適正に表示すること、また、不当な表示等を禁止することを通じ、バイク業界に対するユーザーからの信頼確保を目的として、業界が自主的に設定したバイク販売の際の表示のルールです。

会員店の皆様におかれましては、ユーザーの信頼を得た上でバイクをご購入いただけるよう、規約に基づく適正表示を推進するための、以下の取り組みを必ず実施してください。

- ①公取協二輪会員専用ページへの利用登録【詳細は 1 ページ】
- ②「品質評価者講習」の受講(資格の取得・更新)【詳細は 2 ページ】
- ③店頭表示(プライスカード等)のセルフチェックの実施【詳細は 3 ページ】

「公取協会員店」が必ず実施すべきこと

① 公取協二輪会員専用ページへの利用登録

STEP1

右記 URL、または、QR コード
から会員専用ページにアクセス

<https://mc-member.aftc.or.jp/m-newregist.cgi>



STEP2

会員番号、メールアドレス
パスワードを入力

STEP3

仮登録メールに記載の
URL をクリック、必要事項を入力

7022 店舗中、6499 店舗 (92.6%) が会員専用ページに登録をしています。(2025 年 4 月 22 日現在)

「公取協会員店」が必ず実施すべきこと

②「品質評価者講習」の受講(資格の取得・更新)

お客様が中古バイクを購入する際の不安感を払拭し、安心してバイク選びをしていただくため、会員店では、「品質評価者」が中古バイクの状態をチェックする「品質評価」を実施、展示車にはその結果を「品質評価書」で表示する必要があります。

公取協は、「品質評価者講習」を開催し、一定の知識・スキルを習得した受講者を「品質評価者」として認定していますので、店舗で最低でも1名は、必ず本講習を受講し、資格を取得してください。

品質評価者について

- 公取協が開催する「品質評価者講習」を受講することにより、個人に付与される資格です
- 資格の有効期限は3年間で、有効期限が切れる年度に「更新講習」を受講して資格を更新する必要があります
- 資格を取得(更新)された方には、「品質評価者証」を交付します

会員店 7022 店舗中、6166 店舗(87.8%) に品質評価者が在籍しています!(2025年4月22日現在)

新規講習のお申し込みは、自動車公取協ホームページの以下のバナーよりアクセスしてください。

<https://www.aftc.or.jp/>

The image shows a screenshot of the AFTC (Automotive Fair Trade Council) website. The main banner at the top right is titled '二輪品質評価者講習 eラーニングシステム' (Two-Wheeled Quality Evaluator Training System) and features a '新規申込み' (New Application) button with the text '初めて資格を取得される方' (For those who are first obtaining the qualification). Below this are 'ログイン' (Login) and '受講までの流れ' (Flow of the course) buttons. A large blue arrow points from a smaller version of this banner in the 'おすすめ情報' (Recommended Information) section to the main banner. The website also includes a search bar for member stores, a navigation menu, and several other informational banners.

自店の品質評価者の在籍状況や有効期限の情報は、公取協ホームページ内の「会員専用ページ」でご確認いただけます。

★2025年度「品質評価者講習」の開始時期については、改めてメールでご案内いたします

「公取協会員店」が必ず実施すべきこと

③店頭表示(プライスカード等)のセルフチェックの実施

定期的(年に1回)に、自店の店頭表示が規約(ルール)どおりとなっているか確認するため、会員店自ら店頭表示をチェックする、「プライスカード等のセルフチェック」を必ず実施してください。

【プライスカード等のセルフチェックの流れ】

スマートフォンやパソコンを使用して、
公取協ホームページのバナーから
セルフチェック専用ページにアクセス

セルフチェック専用ページで
自店の表示をチェック・結果を送信

セルフチェック専用ページのイメージ

セルフチェック実施の際の注意点

チェック結果に表示もれがあった場合、そのまま終了すると「不備あり」として記録されるため、必ず表示もれを修正した上で、再度セルフチェックを実施、「良好」の状態を終了してください。

7022 店舗中、5201 店舗(74.1%)がセルフチェックを実施しています
(良好 99.3% 不備あり 0.7%) (2025年 4月 22日現在)

講習のお申し込みやセルフチェックでご不明な点がございましたらコールセンターまでお電話ください
※専用コールセンター **050-3649-1322** (受付時間 平日 9:00 ~ 21:00)

★2025 年度「店頭表示のセルフチェック」の開始時期については、改めてメールでご案内いたします

02

「品質評価実施店」に選定されるためには、 下記 ① ～ ③ の実施が必要です！

●公取協では、積極的に適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」として選定しています。

2024年度は、公取協二輪会員6,895店舗中、5,276店(76.5%)が「品質評価実施店」に選定されています。 ※2024年9月時点

●「品質評価実施店」の選定条件

①セルフチェックの実施・報告（適正な表示をしていることの確認）

②「品質評価者」の在籍

③所属団体・担当販社の推薦

※すでに「品質評価実施店」に選定されている会員店につきましても、上記①～③を実施しないと、
選定から外れてしまいますので、毎年、必ず実施してください



「品質評価実施店」ステッカー

- ★このマークが「品質評価実施店」の目印です
- ★新たに選定された「品質評価実施店」には、ステッカーを配布しています
- ★バイクユーザーが品質評価実施店を検索できるようにするため、「品質評価実施店」専用のページも公開しています！
https://www.aftc.or.jp/mc_search/

「バイクの購入は安心の『品質評価実施店』で」と題した PR 活動を行っています

YouTube 動画 (30秒と6秒) を作成、バイクに興味のある方に向けて配信する等、動画や公取協ホームページを活用したPR活動を実施しています。(既に約 264 万回再生されています。)



30 秒動画

<https://www.youtube.com/watch?v=YnHDHMnIdD8>



6 秒動画

<https://www.youtube.com/watch?v=O-3OWG74GBA>

SNSでバイクの広告宣伝を行う際の留意点をとりました

当協議会は、X(旧：Twitter)やFacebook、LINE等のSNSを活用した二輪車の広告宣伝が見受けられることから、これらの表示に関する実態調査を実施しました。

その結果、一部において「必要表示事項の表示もれ」や「不当な価格表示のおそれのある表示」が見られたため、「SNSを活用した二輪車の広告宣伝を行う際の留意点」をとりました。

会員各社におかれましては、SNSを活用した広告宣伝を行う際は、本留意点を参考にして、規約に基づく適正な表示を実施いただきますよう、お願いいたします。

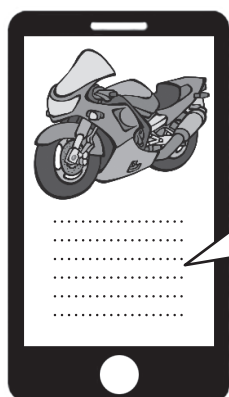
<SNSを活用した二輪車の広告宣伝を行う際の留意点のポイント>

◇SNSにおいて広告宣伝を行う際も、規約で定める必要表示事項をすべて表示すること。

◇ただし、文字数の制限等により、スペース内に全て表示することが困難な場合は、詳細な情報をリンク先等で表示した上で、別途定める「最低限必要な表示事項」を明瞭に表示し、そこからリンク先を必ず確認するよう誘導する等の対応を行う方法も可とする。

【スペース内に全て表示することが困難な場合の対応例】

～必要表示事項の詳細はリンク先で表示し、そこに誘導～



20XX年モデル チョダ AX400R
現金販売価格：60.2万円
定期点検整備付、部分保証付
その他、車両等の詳細は、

こちら をご確認ください

リンク先を目立つように表示し、必ずそこを確認するよう誘導

タップ (クリック)

詳細情報の入手先(例：リンク先ページ)の表示例

チョダ AX400R (アメリカ製)

初度登録年：20XX年(20XX年モデル)

現金販売価格 602,000円

定期点検整備：付

部分保証付(3ヶ月 または 3000km)

走行距離数：XX,XXXkm 車検の有効期限：20XX年X月 グリーン

メインフレームの修正及び交換歴：無 ※品質についてはスタッフにお尋ねください。

※価格には、保険料、税金(消費税を除く)、登録等に伴う費用は含まれておりません。

バイクショップ ●●● <自動車公正取引協議会・会員店> 〒100-0014 千代田区永田町1-11-30



車台 No.123

本留意点の表示例や、詳しい情報については、以下をご確認ください。

https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc_info/aftc_mc_info_2025.2.26_sns.pdf

ステルスマーケティングを不当表示として 禁止する改正規約が施行されました

当協議会は、「ステルスマーケティング」を不当表示として禁止する「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同新車・中古車施行規則改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認を申請しておりましたが、3月5日付で認定・承認され、「4月1日」に施行されました。会員各社におかれましては、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

【改正規約・規則のポイント】

- 二輪の新車及び中古車の表示について、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示(ステルスマーケティング)として禁止

既に消費者庁はステマ関連で5件の措置を採っています。
以下、実際に消費者庁が措置を採った事例をご紹介します。

【2024 年6月6日 医療法人社団 祐真会】

インフルエンザワクチン接種料金について、来院者に対して Google マップの口コミ投稿欄に「★★★★★(星5、満点)」を投稿することを条件に割引することを伝え、これに応じて第三者が投稿していた。

※事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示



→ 二輪業界においても、同様の手法で表示を行うと問題になりますので注意が必要です!

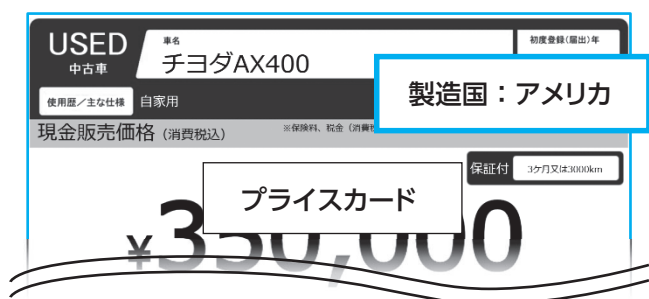
05

製造国名に関する虚偽表示を行った事業者に対し、「警告」の措置を採りました

当協議会は、2024年10月に、製造国名の虚偽表示を行った事業者に対し、「警告」の措置を採りました。

今回の措置は、バイク情報誌に掲載した広告において、本来の製造国(インド)とは異なる国名(ドイツ)を表示したことにより、規約違反となったものです。

製造国名は、国産車の場合を除き、プライスカードにも表示が必要となりますので、会員店の皆様におかれましては、カタログ等を必ずチェックし、製造国名を誤って表示することのないようお願いいたします。



海外製のバイクを展示する場合は、必ずカタログ等により製造国名を確認した上で表示してください
(国産の場合は省略可能)

06

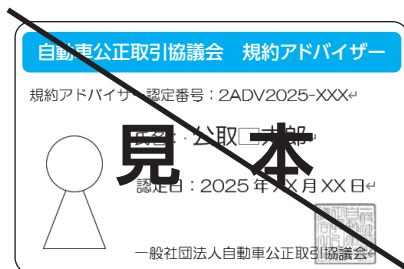
規約アドバイザーによる訪問活動をスタートしました

当協議会は、会員専用ページを活用した規約(表示のルール)の普及活動を推進しておりますが、これと並行して、会員店における普及活動の実施について直接アドバイスを行う等、きめ細やかな規約の普及活動を実施するため、「規約アドバイザー制度」を新設し、同アドバイザーによる会員店への訪問活動をスタートしました。

本年3月の訪問活動では、4地区(千葉、愛知、大阪、兵庫)36店舗を訪問し、フォロー活動を実施しています。

■ 規約アドバイザーが会員店を訪問した際に実施する活動は次の通りです。

1. 規約(表示のルール)遵守の取り組みに関するご説明
2. 会員専用ページを活用した規約普及活動(会員専用ページへの利用登録、店頭表示のセルフチェックの実施、品質評価者講習の申し込み・受講)に関するアドバイス



※アドバイザー証見本

当協議会は、今後、規約アドバイザーによる訪問活動をさらに拡大して実施してまいりますので、会員の皆様におかれましては、規約アドバイザーが訪問した際には、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

また、日ごろお困りの点や、疑問点等がございましたら、ご遠慮なくアドバイザーにご質問ください。

「公取協会員店」に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動について検討します

消費者が二輪車販売店に求める「安心や信頼」について、また、公取協会員店ならではの「安心や信頼」、「優良性」について、改めて検証し、「公取協会員店」に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動について、検討してまいります。

■ 検証する内容は次の通りです。

1. 消費者が「公取協会員店」に求める「安心や信頼」とは何か
2. 現在の普及活動が消費者の要望に沿ったものとなっているか
3. 「公取協会員店」が訴求したい「会員店ならではの優良性」とは何か

上記内容について消費者、会員販売店にヒアリングを行う等して検証するとともに、プライスカードの表示や品質評価の実施状況等の実態を踏まえ、消費者の信頼を一層高めるための今後の普及活動について、検討してまいります。

公取協のスマートフォン版ウェブページがより使いやすくなりました！

当協議会のスマートフォン版のウェブページを改修しました。「会員事業者向けページ」と「消費者向けページ」の区分を明確にし、目的に応じたボタンを配置する等、利用者の方がより使いやすく、必要な情報に簡単にアクセスできるようにしました。

会員事業者の皆さんも、品質評価者講習や店頭表示のセルフチェックがスマートフォンから簡単に実施できますので、是非アクセスし、ご活用ください！



また、当協議会は、各種ご案内を、会員専用ページにご登録いただいているメールアドレス宛にお送りしております。

重要なお連絡が届かない事態を防ぐためにも、今一度、会員専用ページのご登録内容をご確認いただき、メールアドレスや住所等の会員情報に変更がございましたら、変更登録をしていただきますよう、お願いいたします。

メールアドレスの変更は、パソコン版、スマートフォン版会員専用ページから申請をお願いいたします。

会員専用ページへのアクセスはこちらから！
<https://www.aftc.or.jp/sp/index.html>

